

平成31年度鮫川村職員（高校卒程度・資格免許職）採用候補者試験公告

平成30年 7月 2日

鮫川村職員（高校卒程度・資格免許職）採用候補者試験を次により行います。

鮫 川 村

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	高校卒程度	資格免許職
	一般事務	栄養士
採用予定人員	2名程度	1名程度

2. 受験資格

一般事務 平成8年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。
(高校卒または平成31年3月までに卒業見込みの者)

栄養士 昭和59年4月2日以降に生まれた者。
(ただし、管理栄養士免許を有する者に限ります。学歴は問いません。)

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

- (1) 第1次試験
＜一般事務＞

高校卒業程度で次により行います。

① 教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

② 各種検査（事務適性検査、一般性格診断検査、職場適応性検査）

職員としての適応性、公務員に求められる資質及び公務の職業生活への適応性について、検査を行います。

<栄養士>

短大卒業程度で次により行います。

① 教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

② 専門試験

職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。

③ 各種検査（事務適性検査、一般性格診断検査、職場適応性検査）

職員としての適応性、公務員に求められる資質及び公務の職業生活への適応性について、検査を行います。

(2) 第2次試験 ※各職種共通

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接及び小論文による試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	平成30年 9月16日(日)	受付 9:00~9:30	【高校卒】 東白川郡棚倉町 大字棚倉字新町 21-1 棚倉町立図書館 多目的ホール	平成30年10月下旬 鮫川村役場掲示板 に合格者の受験番号 を掲示するほか 受験者全員へ個別 に通知をします。
		教養試験 10:00~12:00 専門試験・各種検査 13:00~16:50	【資格免許職】 福島市中町7-17 ふくしま中町会館	
第2次試験	第1次合格者に対して後日通知いたします。		鮫川村役場	平成30年11月上旬

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に村長が採用する者を決定します。
なお、この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本村の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、本村役場で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に朱書きで下記のとおり記載し、120円分の切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

一般事務の場合 :「高校卒程度試験申込用紙請求」

栄養士の場合 :「資格免許職試験申込用紙請求」

(2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、本村役場に提出してください。

申込書を郵送する場合は392円分の切手を貼った自分宛の封筒（長3号）を同封し、その表に朱書きで「職員採用候補者試験申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付してください。

- ② 受験票を受領したときは、最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼ってない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間

平成30年7月11日（水）から同8月10日（金）まで（執務時間中に限ります。）

郵便による申込書提出の場合は、8月8日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、鮫川村個人情報保護条例第17条第1項の規定により、口頭で請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、**受験者本人が直接おいでください。**

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日か ら1か月間	鮫川村役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

- (2) この試験に関し不明な点は、本村役場総務課にお問い合わせください。郵便で問い合わせる場合は、82円分の切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。
- (3) 受験者は昼食を持参願います。
- (4) 提出書類は一切返却しません。
- (5) 受付時間は、厳守願います。